

広陵町ごみ処理町民会議の傍聴についての留意事項

次のことを遵守してください。これらのことを守られない場合は、退場していただく場合があります。

なお、許可なく傍聴席を離れることは慎んでください。

- 1 以下に該当する方は、町民会議を傍聴することができません。
 - (1) 銃器その他の危険なものを持っている者
 - (2) 酒気を帯びている者
 - (3) 張り紙、ビラ、掲示板、プラカード、旗、のぼりの類を持っている者
 - (4) 笛、ラッパ、太鼓その他楽器類を持っている者
 - (5) その他審議を妨害し、又は他の者に迷惑を及ぼす者
 - (6) 会長又は係員の指示に従わない者
 - (7) 児童及び乳幼児（保護者又は監督者が付き添う場合を除く。）

- 2 町民会議中は静かに傍聴し、以下の事項を守ってください。
 - (1) 審議における言論に対して拍手、野次及び批判その他の方法により公然と可否を表明しないこと。
 - (2) 談論し、放歌し、高笑し、その他騒ぎ立てないこと。
 - (3) はち巻き、腕章の類をする等示威的行為をしないこと。
 - (4) 食事及び飲酒並びに喫煙をしないこと。
 - (5) その他審議会場の秩序を乱し、又は審議の妨害となるような行為をしないこと。
 - (6) 写真撮影、録画及び録音等は行わないこと。（会長の許可を得た場合を除く。）
 - (7) 携帯電話等を使用しないこと。
 - (8) 新聞又は書籍の類を閲覧しないこと。